別表六(十四)付表一一の表中

他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「22の計」）－(別表六(十四)「３」)	他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「19の計」）－(別表六(十二)「３」)
各通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 (1)＋(別表六(十四)「３」)	各通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 (1)＋(別表六(十二)「３」)
他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「23の計」）－(別表六(十四)「４」)	他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「20の計」）－(別表六(十二)「４」)
各通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(十四)「４」)	各通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(十二)「４」)
他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「24の計」）－(別表六(十四)「５」)	他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「21の計」）－(別表六(十二)「５」)
各通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(十四)「５」)	各通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(十二)「５」)

を

他の通算法人の調整前法人税額の（別表十八(二)「25の計」）－(別表六(十四)
各通算法人の調整前法人税額の (8)＋(別表六(十四)「７」)
法人税額基準額 ((9)＋(別表六(十五)「18」))×$\frac{10}{100}$

に、

合計額「７」)	他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「22の計」）－(別表六(十二)「７」)
合計額	各通算法人の調整前法人税額の合計額 (8)＋(別表六(十二)「７」)
額	法人税額基準額 ((9)＋(別表六(十三)「18」))×$\frac{10}{100}$

を

控除分配割合 (別表六(十四)「７」)÷(9)

に、

控除分配割合 (別表六(十二)「７」)÷(9)

に

改め、同表の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」を「同条第８項第３号イ」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第７項」を削り、同表

一一号(1)から(4)までを次のように改める。